

中京圏向けプロモーション業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

2024年の北陸新幹線「越前たけふ駅」開業並びに大河ドラマ「光る君へ」の放送に加え、国道417号冠山峠道路の開通などを契機として、本市の知名度やイメージの向上を図るため、中京圏においてテレビ番組等を活用し、食や文化、伝統工芸、自然等の魅力や価値などの観光情報を発信することを目的とする。

2 概要

(1) 業務の概要

- ア 業務名 中京圏向けプロモーション業務
- イ 業務内容 別紙「中京圏向けプロモーション業務委託仕様書」
(以下、「仕様書」という。)のとおりに
- ウ 業務期間 契約締結日から令和7年3月21日まで

(2) 契約の概要

- ア 契約上限金額 5,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- イ 契約条件 受託候補者を特定した場合は、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結するものとする。
- ウ 契約保証金 越前市契約規則第25条から第26条までの規定に基づく。
- エ 前払金 無
- オ 支払条件 業務完了後1回払い

3 参加要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 番組制作をはじめ、自治体等の各種メディアに対するパブリシティ活動やメディア発信活動・メディアリレーション業務・プロモーション支援活動等の実績を有する者。
- (2) 令和6年度越前市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録を希望する者。「登録を希望する者」とは、参加表明時には越前市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていないが、契約相手となった場合には、速やかに登録に必要な手続

- きを行い、越前市指名競争入札参加資格者名簿に登録することができる者をいう。）
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを開始していない者。
 - (4) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っていない者。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
 - (6) 公告日から契約締結日までの期間において、福井県及び越前市において指名停止措置を受けていない者。
 - (7) 国及び越前市の税に滞納がない者。※越前市の市税は、越前市に本社又は営業所がある場合のみ
 - (8) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っていない者。

4 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和6年8月29日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式第6号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール（必ず電話で受信確認を行うこと）で提出すること。
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答は行わない。
- (3) 回答日 令和6年8月30日（金）
- (4) 回答方法 電子メールで回答するほか、市ホームページに掲載

5 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要な書類及び提出部数（原本1部及び副本10部及びPDFデータ）
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 会社概要（様式第2号）
 - ウ 業務実績調書（様式第3号）
 - ・ 3 参加要件（1）に該当する実績が分かる見本等を添付すること。
 - エ 業務の実施体制（様式第4号）
 - ・ 統括責任者及びメイン担当者を明示した体制図を添付すること。
 - オ 商業登記簿謄本（写し可。発行から1か月以内のもの）

カ 国税（法人税及び消費税）及び越前市の市税に係る納税証明書（滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの）

※越前市の市税は、越前市に本社又は営業所がある場合のみ

（２）参加表明書の提出

ア 提出期限 令和6年9月5日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 越前市観光誘客課

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は書留郵便（当日消印有効）

6 企画提案書の提出

（１）企画提案に必要な書類及び提出部数（原本1部及び副本10部及びPDFデータ）

ア 企画提案書（様式第5号）

イ 企画提案資料（任意様式）A4サイズ

- ・仕様書の内容に基づき、考え得る最適な方策を提案すること。
- ・内容、スケジュール、効果の検証方法について明示すること。

ウ 再委託調書（様式第7号）※再委託する場合のみ

エ 参考見積書（任意様式）

オ その他

- ・企画提案書の制作及び提出に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- ・企画提案資料には、社名を表記しないこと。
- ・PDFデータはDVD-ROM等で提出するものとし、USBは不可とする。

（２）企画提案書の提出方法及び期限

ア 提出期限 令和6年9月13日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 越前市観光誘客課

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は書留郵便（当日消印有効）

7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

（１）プレゼンテーションに参加するのは1者あたり3人以内とし、説明を行うのは、参加表明書の業務の実施体制（様式第4号）に示した管理責任者とする。

- (2) 原則として各者20分のプレゼンテーション及び15分程度のヒアリング(質疑応答)とし、順次個別に行う。応募状況により、プレゼンテーション及びヒアリングの時間は変更する場合がある。
- (3) プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書に基づくものとし、紙資料の追加配布は認めない。
- (4) 説明に当たり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合において、プロジェクター及びスクリーンは市、パソコンは提案者が用意するものとする。なお、投影する資料は企画提案書の内容を逸脱しないこと。
- (5) プレゼンテーション当日の審査の順番は企画提案書の到着順とする。

8 審査方法

審査については、越前市中京圏向けプロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会において、企画提案書等を提出した者の中から、「越前市中京圏向けプロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」(以下「評価基準」という。)に基づき、第1次審査及び第2次審査の内容を委員会の委員が評価(点数化)し、各委員の評価点(第1次審査と第2次審査の合計点数)の総合計が最も高い者を事業者として特定する。

(1) 第1次審査(書類審査)

参加要件を満たす者の中から、提出書類(参加表明書)を審査し、参加要件に合致している者を特定する。

実施日 令和6年9月6日(金)

結果通知予定日 令和6年9月10日(火)

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れている提案を特定する。

実施日 令和6年9月25日(水)(予定)

(3) 評価基準及び配点

ア プロポーザルは、別表の評価基準により審査する。

区分	評価項目	評価基準	配点
業務遂行	実施体制	・ 業務実施に関し適切な実施体制になっているか ・ 本事業を遂行できる高い専門性を有しているか	10
	業務実績	業務実績は十分であるか	10
企画提案	現状認識	本市の特徴や魅力など現状分析が的確か	10
	提案の効果性	入込数や消費額増大に向けた効果的な提案となっているか	10
		ターゲットに合わせたアプローチが的確か	10
	実現可能性	実現可能性が高い提案となっているか	10
	自由提案	自由提案の内容が的確で意欲はあったか	10
プレゼンテーション	プレゼンテーション	・ 表現が分かりやすく質問に対する応答が明確か ・ 業務への取組み意欲が旺盛であるか	10
企画評価点計			80
価格評価点（提案額の評価）			20
合 計			100

イ 評価係数

A	B	C	D	E
極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
1. 0	0. 7	0. 5	0. 3	0. 0

ウ 評価項目ごとの配点に評価係数を乗じた各審査員の点数について、最高点と最低点を1名分ずつ除いた平均点（小数点第2位四捨五入）を算出し、合計点を企画評価点とする。

エ 価格評価点

価格評価点は、以下のとおり算出する。

$$\text{価格評価点} = 20 \text{ 点} \times (\text{最低提案価格} \div \text{各提案者の提案価格})$$

オ 提案者が1者の場合、第2次審査を実施し、総得点70点以上の場合、受託候補者とする。

カ 総得点が同点の場合、評価項目「提案の効果性」と「自由提案」の合計点が高い者を特定する。

キ この要領に定めるもののほか、審査方法について必要な事項は別に定める。

9 審査結果の通知

(1) 第1次審査

書面及びメールで通知する。なお、特定された者のみ、第2次審査の詳細について通知する。

(2) 第2次審査

書面及びメールで通知する。

10 契約の締結

受託候補者を特定した場合は、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合、受託候補者として特定された者から再度見積書（内訳明記）を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものとする。

ただし、契約金額は、受託候補者が提出した参考見積書の金額を上限とする。随意契約に係る協議の際に本協議会の指示による内容変更が生じた場合はこの限りではない。なお、受託候補者と契約条件に合意が得られない場合、次点候補者と契約に係る協議を行う

ものとする。

1 1 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者は失格するものとする。

（1）提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

（2）企画提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 虚偽の記載があるとき。

1 2 契約について

越前市契約規則に準ずる。

1 3 その他留意事項

（1）提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

（2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

（3）提出書類は返却しない。

（4）提出書類は、受託候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。

（5）プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

（6）業務の実施体制（様式第4号）に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要が生じた場合には、市と協議の上、変更の可否を決定する。

（7）提出書類は、越前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

- (8) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、受託候補者特定作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、特定後の受託候補者の企画提案書の著作権は市に帰属するものとする。
- (9) 企画提案書の提出者（第1次審査を通過した者に限る。）及び審査結果（最優秀者、次点者の名称）は市ホームページで公表する。

1 4 日程

公告	令和6年 8月23日（金）
質問受付締切り	令和6年 8月29日（木）
質問回答	令和6年 8月30日（金）
参加表明書の受付締切り	令和6年 9月 5日（木）
第1次審査	令和6年 9月 6日（金）
第1次審査通知日	令和6年 9月10日（火）
企画提案書等受付締切り	令和6年 9月13日（金）
第2次審査	令和6年 9月25日（水）予定
第2次審査結果通知	令和6年10月 1日（月）予定
契約締結	令和6年10月 7日（月）予定

1 5 担当部署（提出先・問合せ先）

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号
越前市役所産業観光部観光誘客課 担当 岡崎・大塚
TEL 0778-22-3007
電子メール kankou@city.echizen.lg.jp